

感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する指針

1. 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する指針作成の目的

株式会社明武館(以下「当法人」という)は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染・食中毒を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

◎感染対策・食中毒の予防及びまん延防止の重要性

感染症とは、ウイルス、細菌、真菌などの病原体が人の体内に入り込み、増殖することで発症する疾患である。児童や基礎疾患を持つ方々は、感染への抵抗力が低下していることが多く、感染症にかかりやすい。また、事業所においては、職員を介して感染症が広がるリスクもあるため、予防と早期の対応が重要である。感染症は個人の健康だけでなく、施設全体の運営にも影響を及ぼすため、その理解と対策は福祉現場において必須の事項である。

2. 感染対策委員会その他事業所内の組織に関する事項

◎感染防止対策委員会の設置

施設の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染防止対策委員会」を設置する。

委員会は年に2回以上開催するものとする。さらに会議の実施にあたっては、オンライン会議システムを用いる場合がある。

◎委員会の役割

- ① 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する指針等の見直し及び様式の整備
- ② 感染症・食中毒の状況や感染対策に関する資料の情報収集
- ③ 教育研修の企画・実施（年に2回）
- ④ 報告された事例及び検討結果、再発防止対策を職員に周知徹底する
- ⑤ 感染対策時の栄養管理及び食事の提供に関わる検討をおこなう

◎委員会の構成員と身感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する担当者

委員会は、株式会社ワイズラインの取締役で構成する。感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する担当者は各事業所の管理者とする。

3. 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための職員研修に関する事項

委員会は、職員教育をすすめるために以下の内容について検討、実施する。

- ① 新規採用時に感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修の実施
- ② 年2回以上の感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する教育を行うための研修を実施
- ③ 研修の実施内容の記録(様式 1)

4. 感染発生時の対応に関する基本方針

感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策を常に努めます。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告します。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図って対応します。

◎平常時の対策

- ① 施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理等)
- ② 日常のケアにかかる感染症対策(標準的な予防策)
- ③ 手洗いの基本
- ④ 消毒薬の適正な使用
- ⑤ 早期発見のための日常の観察項目

◎発生時の対応

感染症および食中毒が発生した場合は、感染対策マニュアルや業務継続計画(BCP)に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

① 発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、マニュアルに従って報告する。

② 感染拡大の防止

職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するためマニュアルに沿って速やかに対応する。

③ 関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、関係機関(協力機関、保健所)に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとる。

保護者：氏名・連絡先

保健所：池田保健所 連絡先：072-751-2990

指定権者：池田市子ども・健康部 発達支援課 連絡先：072-754-6102

嘱託医：福渡医院 連絡先：06-6843-1446

④ 医療処置

感染症若しくは食中毒の発生、又はそれが疑われる状況の発生について報告を受けた際には、感染者の重篤化を防ぐため、症状に応じた医療処置をすみやかに行うとともに、施設職員に対して必要な指示を出すこと。また、診療後には、保健所への報告を行う。

保健所：池田保健所 連絡先：072-751-2990

⑤ 行政への報告

(ア) 所轄庁への報告

管理者は、迅速に報告するとともに、保健所の指示を仰ぐ。

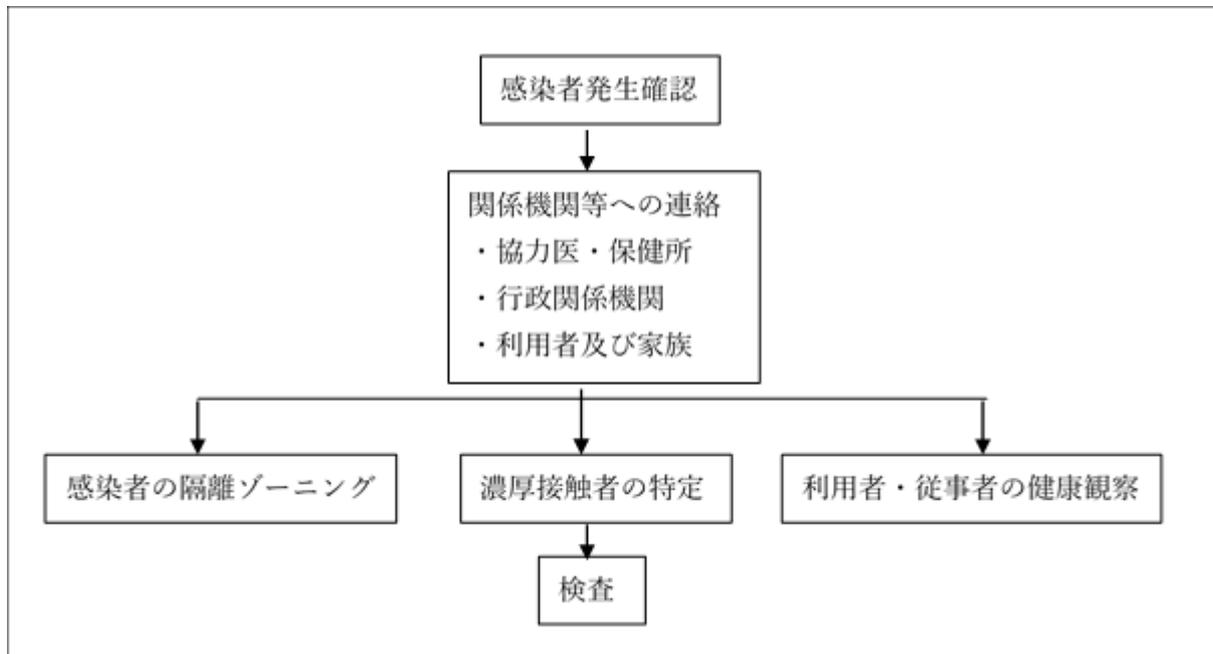
(イ) 地域保健所への届出

感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者またはその疑いのある者を診断した場合には、これらの報告に基づき地域保健所等への届出を行う。

5. 連絡体制

委員会を中心とした事業所内及び関連機関との連絡体制を整備します。

※連絡体制図



6. 利用者等による本方針の閲覧に関する事項

当該指針については、だれでも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページにも掲載するものとする。

7. その他感染症対策の推進に関する事項

当該指針は、委員会に置いて定期的に見直しを実施し、必要な改正などを行います。

附則

本指針は、2024年1月4日から施行する。